

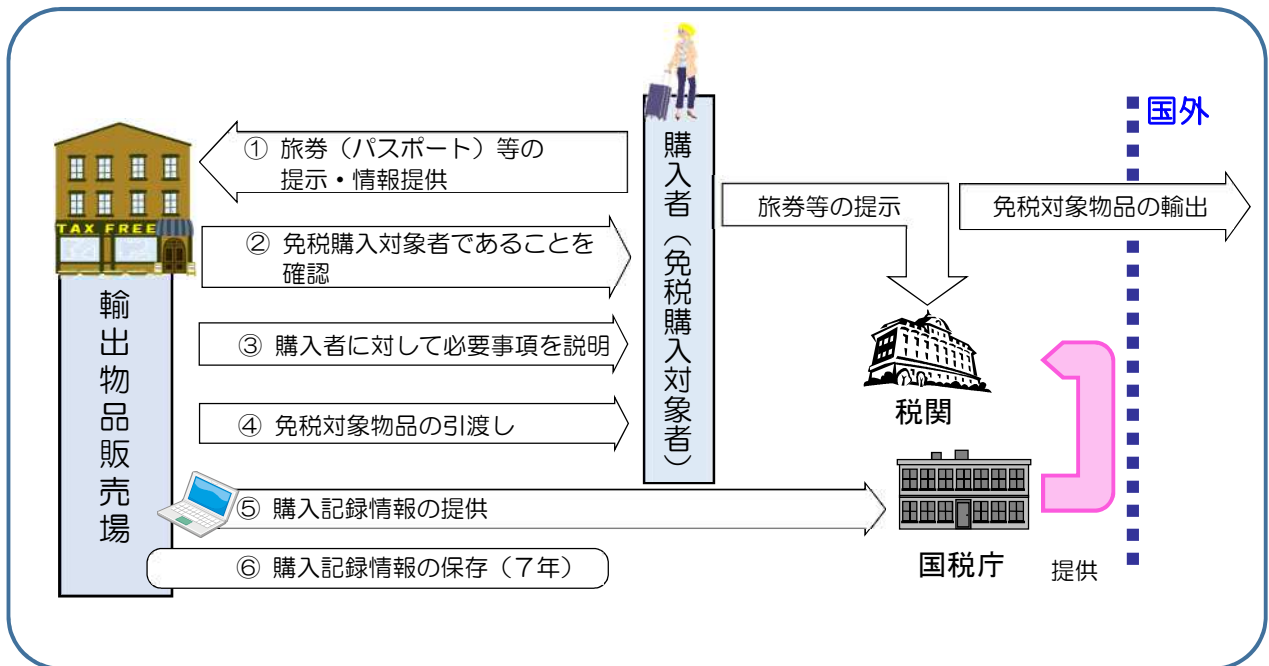
2 免税販売の方法

(免税販売の方法)

問27 一般型輸出物品販売場における免税販売の方法について教えてください。

【答】

一般型輸出物品販売場における免税購入対象者に対する免税販売の方法は、次のとおりです。



① 旅券（パスポート）等の提示・情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税購入対象者本人から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます（消令18③一）。

次の旅券等のいずれの提示もない場合は、免税販売を行うことはできません。

なお、免税購入対象者から提供を受ける旅券等に記載された情報については、詳しくは問28をご参照ください。

- イ 旅券（上陸許可の証印を受けたもの）
- ロ 旅券に係る情報が記録されたVisit Japan Webの二次元コード
- ハ 船舶観光上陸許可書
- ニ 乗員上陸許可書
- ホ 緊急上陸許可書
- ヘ 遭難による上陸許可書

また、日本国籍を有する免税購入対象者に対して免税販売する場合は、「在留証明」又は「戸籍の附票の写し」（以下、「証明書類」という。）の提示を受けた後、証明書類に記載された情報の提供又は証明書類の写しの提出を受けます。

② 免税購入対象者であることの確認

輸出物品販売場を経営する事業者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が免税購入対象者であることを確認します（問4参照）。免税購入対象者については、問3をご参照ください。

③ 免税購入対象者に対して必要事項を説明

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売の際、免税購入対象者に対して、その免税対象物品が輸出するため購入されるものであること等を説明しなければなりません（消令18⑪、消規則6の3）。説明する事項及びその方法については、問32、33をご参照ください。

④ 免税対象物品の引渡し

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税対象物品が消耗品（一般物品と消耗品を合算して購入下限額を判定する場合には、その一般物品も含まれます。）である場合には、指定された方法により包装（問34参照）し、免税購入対象者本人に引き渡します。

⑤ 購入記録情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に購入記録情報を提供しなければなりません^{（注）}（消令18⑦）。具体的には、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに接続し、購入記録情報をデータで提供することとなります。購入記録情報の提供については、問37～50をご参照ください。

（注） 一定の要件を満たす場合、承認送信事業者が輸出物品販売場を経営する事業者のために国税庁長官に購入記録情報を提供することができます（消令18の4）。

承認送信事業者とは、適切に国税庁長官に購入記録情報を提供できること等の要件を満たし、納税地の所轄税務署長から承認を受けた者をいいます。

⑥ 購入記録情報の保存

輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁長官に提供した購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません（消法8②、消令18⑮、消規則7①②）。購入記録情報の保存方法については、問51をご参照ください。

なお、購入記録情報の保存がない場合、免税購入対象者に対する販売であっても免税となりません。ただし、事業者が災害その他やむを得ない事情により保存できなかったことを証明した場合には、この限りではありません（消法8②、消基通8-1-4）。

（参考1）

免税購入対象者は、出国する際、免税対象物品を携帯等の方法により輸出するとともに、出港地を所轄する税関長に、その所持する旅券等を提示しなければなりません（消令18⑥）。

免税購入対象者が出国する際、免税対象物品を携帯していない（輸出しない）場合には、免除された消費税額に相当する消費税を徴収されることとなります（消法8③）。

なお、免税購入対象者が免税対象物品を郵便物等として輸出した場合、出国する際に免税対象物品を携帯していないため、税関に輸出を証する書類（郵便局が発行する引受証及び発送伝票の控え等）を提示し、確認を受ける必要があります（消基通8-1-5の2）。

（参考2）

購入時に上記①～⑤の免税販売手続等を行った場合のみ免税販売することができるため、購入日の翌日以後に手続を行ったとしても免税販売することはできません。

一般型輸出物品販売場において購入した免税対象物品をその場で運送事業者（代理人を含みます。）に引き渡す方法により海外へ直送する場合の手続については、問64～66をご参照ください。

（参考3）

日本国籍を有する者に対して免税販売を行う際に、証明書類の写しが提出され、当該証明書類の写しを保存する場合には、購入記録情報の備考欄に証明書類の写しを保存している旨を設定の上、国税庁長官に購入記録情報を提供しなければいけません（消令18⑮、消規則7）。詳しくは、問149をご参照ください。

（参考4）

免税購入対象者は旅券等の提示及び情報の提供について、「Visit Japan Web」により行うこともできます（消令18③ーイ）。

なお、日本国籍を有する免税購入対象者については、「Visit Japan Web」を利用することはできますが、輸出物品販売場で提示・提供する旅券情報の二次元コードの対象外であるため、「Visit Japan Web」を使用した免税購入はできません。

「Visit Japan Web」の詳細については、デジタル庁ホームページをご参照ください。

（免税購入対象者から提供を受ける旅券等に記載された情報）

問28 免税購入対象者から提供を受ける旅券等に記載された情報とは、具体的にどのようなものですか。
--

【答】

免税対象物品を購入する際、免税購入対象者が、輸出物品販売場を営む事業者に対して、旅券等に記載された情報として提供する事項は次のとおりです（消令18③ーイ、消規則6②）。

なお、次の事項は、国税庁長官に提供する購入記録情報に記録する事項の一部となります。詳しくは、問43をご参照ください。

- ① 氏名
- ② 国籍

- ③ 生年月日
- ④ 在留資格
- ⑤ 上陸年月日
- ⑥ 旅券等の種類
- ⑦ 旅券等の番号

- (注) 1 購入記録情報を国税庁長官に提供する際の具体的な設定については、問148、150をご参照ください。
- 2 「船舶観光上陸許可書」の提示を受けた場合の「旅券等の番号」については、問30をご参照ください。

(日本国籍を有する免税購入対象者から提供を受ける証明書類に記載された情報)

問29 日本国籍を有する免税購入対象者から提供を受ける証明書類に記載された情報とは、具体的にどのようなものですか。

【答】

日本国籍を有する免税購入対象者が、免税対象物品を購入する際、輸出物品販売場を営業者に対して証明書類に記載された情報として提供する事項は、証明書類の区分に応じて次のとおりです（消令18③一口、消規則6③）。

なお、次の事項は、国税庁長官に提供する購入記録情報に記録する事項の一部となります。詳しくは、問43をご参照ください。

- 1 在留証明
 - ① 在外公館の名称
 - ② 発給年月日
 - ③ 免税購入対象者の本籍（地番まで表示されたもの）
 - ④ 発給番号
- 2 戸籍の附票の写し
 - ① 作成年月日
 - ② 免税購入対象者の本籍（地番まで表示されたもの）

(注) 購入記録情報への具体的な設定については、問149をご参照ください。

(船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合の「旅券等の番号」)

問30 免税購入対象者から船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける「旅券等の番号」について教えてください。

【答】

免税購入対象者から旅券の写しが貼付（又は裏面印刷）された出入国管理及び難民認定法

に規定する「船舶観光上陸許可書」の提示を受けた場合、提供を受ける旅券等の番号は、貼付（又は裏面印刷）されている旅券の写しに記載されている旅券の番号となります（消規則6②二）。

なお、免税購入対象者から旅券の写しが貼付（又は裏面印刷）されていない船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける旅券等の番号は、船舶観光上陸許可書の番号となります。

（免税購入対象者から提供を受けた旅券等に記載された情報の取扱い）

問31 免税購入対象者から提供を受けた旅券等に記載された情報について、提供を受けた後、どのような管理をすればよいですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税購入対象者から提供を受けた旅券等の情報を基に作成した購入記録情報を国税庁長官に提供の上、保存する必要があります（消法8②、消令18⑮、消規則7①②）。

したがって、提供を受けた旅券等に記載された情報については、購入記録情報とは別に、保存する必要はありません。

なお、購入記録情報の提供が完了する前に、免税購入対象者がある場を離れ、正確な購入記録情報を提供できない場合の対応については、問144をご参照ください。

（免税購入対象者への説明の内容）

問32 免税販売の際に、購入者へ一定の事項を説明する必要があるとのことですが、説明する内容について教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税購入対象者に対して、次の事項を説明する必要があります（消令18⑩、消規則6の3）。

- ① 免税対象物品が国外へ輸出するため購入されるものである旨
- ② 本邦から出国する際、その出港地を所轄する税関長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨（免税購入対象者でなくなる場合の旅券等の提示は、その住所地又は居所の所在地の所轄税務署長に対して行います。）
- ③ 免税で購入した物品を出国の際に所持していなかった場合には、免除された消費税額（地方消費税額に相当する額を含みます。）に相当する額を徴収される旨

(免税購入対象者への説明の方法)

問33 免税購入対象者に対する説明は、口頭で行わなければならないのですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者が免税販売の際に行う免税購入対象者に対する説明は、口頭のほか、例えば、次のような方法があります。

- ① 免税購入対象者に、説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等[※]を交付する方法
- ② 販売場内に、説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を掲示する方法

(注) 外国語の記載については、例えば、英語、中国語、韓国語等、販売場ごとに、来店する免税購入対象者の状況を踏まえてご準備ください。

また、①、②のような方法により説明する場合には、単に書類等を交付又は掲示するだけでなく、口頭で「書類をご一読ください」と伝える等、確認を促す必要があります。

≪説明事項の記載例≫

免税購入された商品は、輸出するために購入されたものであるため、必ず日本から持ち出してください。

また、日本からご出国される際は、税関でパスポートを提示しなければなりません。

日本からご出国される際に、免税で購入された商品を所持していない場合には、免除された消費税等相当額が徴収されます。

(注) 免税購入後に免税購入対象者でなくなる場合には、お住まいの地域の所轄税務署へパスポートを提示しなければなりません。この場合、免除された消費税等相当額が徴収されます。

※ 国税庁ホームページに免税購入対象者に対する説明事項を記載したリーフレット(英語版、中国語版、韓国語版及び日本語版)を掲載しているため、免税販売の際にご活用ください。

(包装の方法)

問34 消耗品を免税で販売するには、指定された方法により包装する必要があるとのことですが、具体的にどのように行うのですか。

【答】

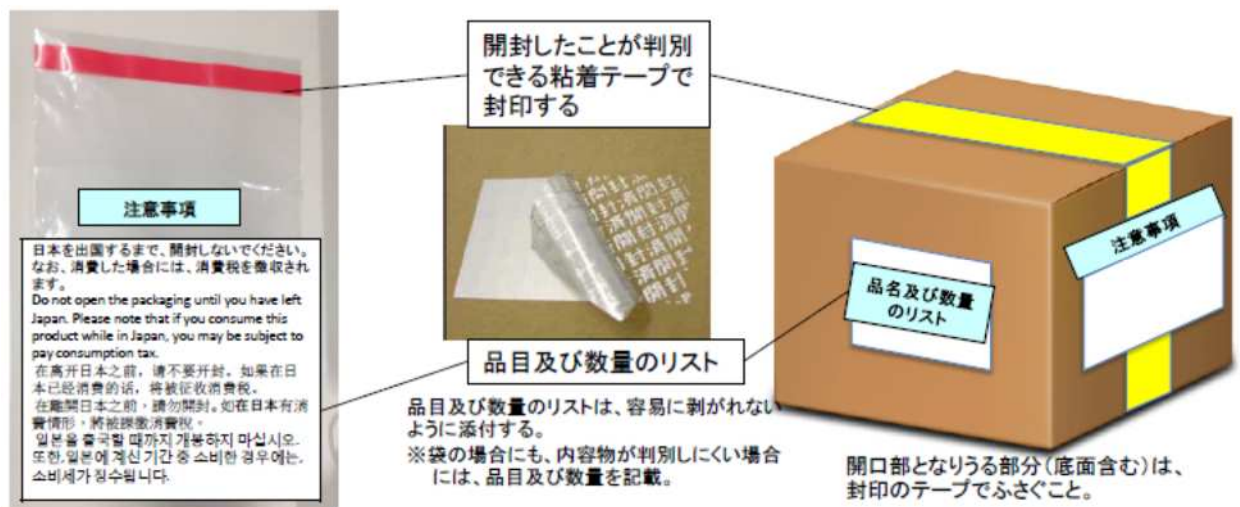
消耗品を免税販売する際に必要となる包装については、次の①から④までの要件の全てを満たす「袋」又は「箱」に入れ、かつ、開封された場合に開封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼り付けにより封印をする方法によることが定められています(平成26年 経済産業省 国土交通省 告示第6号)。

	袋の要件	箱の要件
①	プラスチック製で無色透明又はほとんど無色透明であること。	段ボール、発泡スチロール製等であること。
②	使用される状況に照らして十分な強度を有するものであること。	

	袋の要件	箱の要件
③	本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には消費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	
④	内容物の品名及び数量を外側から確認できない場合にあっては、内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

(注) 消耗品の鮮度の保持に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設けることは妨げない。

<包装のイメージ>



一度の販売で包装が複数個に分かれる場合、「注意事項」と「品目及び数量のリスト」はそれぞれの包装に貼り付ける必要があります。

※ 包装方法の詳細については、観光庁「消費税免税店サイト」をご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/>

(包装材の購入先)

問35 消耗品の免税販売の際に行う包装に使用する袋や箱はどこで購入できますか。

【答】

消耗品の免税販売の際に行う包装に使用する袋や箱の購入先については、包装材の製造業者等にご確認ください。

(包装材の仕様が要件を満たしているかどうかの確認)

問36 消耗品の免税販売の際に必要な包装材の仕様が要件を満たすものであるかどうかは、どのように確認すればよいですか。

【答】

包装材の要件は、国土交通大臣及び経済産業大臣が告示により定めています（平成26年

経済産業省 国土交通省 告示第6号)。詳しくは、観光庁「消費税免税店サイト」をご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/>